

関西学院大学 静修寮寮則

令和4年10月改正

第1章 総 則

第1条 本寮は関西学院大学静修寮と称する。

第2条 本寮は関西学院大学の教育方針に基づき、自主的な共同生活を行うことにより、各自の心身を磨き、人格の昂揚を計る為、以下の細則を定めて、その実践に努力する。

第3条 静修寮生とは、関西学院大学に籍を有し、所定の手続きを経て入寮を許可された者をいう。

第2章 自 治

1. 委 員

第4条 本寮は、寮生の自治を全うさせる為に以下の委員を置く。

寮長・副寮長 各1名

総務・文化・厚生・体育・会計・書記・広報・寮風呂・寮食堂・ボランティア 各1名

尚、これに加え前期(1月～6月)は2年学年長、寮誌委員、後期(7～12月)は副寮長(入寮担当)、キャロル委員を置く。(各委員は必要に応じて、委員の推薦する補佐を置き得る)

第5条 寮長は、寮生の互選によって選出され、他の寮委員は寮長の選出後、任期開始前に寮長がこれを指名し全寮生に公開する。任期は6ヶ月とし前期は1月より6月まで、後期は7月より12月に分ける。但し、リコールが成立した場合、新寮長、委員はリコールされた前寮長、委員の残任期間とする。

第6条 委員の改選は、原則として6月および12月の定例寮会に於いて行う。

第7条 寮長は寮を代表し、寮の生活全般を統括指揮する。

副寮長は寮長を補佐し、寮長の事故ある時、之を代行する。

第8条 以下の寮委員は、次の任務を代行する。

総 務・・・各委員の補佐、OB会の運営、新歓、追い出しコンパ企画・エアコン検針

文化委員・・・寮生の文化的教養に関する行事の企画及び運営、アルバム・撮影機材管理

寮誌委員・・・寮誌の編集・発行

厚生委員・・・舎屋造作の管理及び修理に関する事。衛生備品の購入及び管理

体育委員・・・運動用具の購入及び管理。各種スポーツ大会の企画及び運営

会計委員の任務については、第5章に定める。

書 記・・・会議の記録及び整理

2年学年長・・・オリテン企画・運営及び一回生の指導

寮風呂委員・・・寮風呂に関する一般業務・風呂券販売

寮食堂委員・・・寮食券販売・寮食堂本部との連絡

キャロル委員・・・キャロリングの企画、運営

ボランティア委員・・・ボランティア活動の企画・運営

第9条 1. 本寮委員が辞任する場合、寮長に辞表を提出し寮長の承認を得て辞任する事ができる。
また、リコールは寮会において出席人数の過半数により成立する。
2. 執行部がリコールされた時は、解散決議をした寮会の議長、書記の2名が、
選挙管理委員会を設け、1週間以内に臨時寮会を召集し新執行部を組閣制により選出する。
3. 寮長以外の寮委員がリコールされた時は、1週間以内に寮長は新委員を指名し、これを全寮生に公開する。

2. 執行部

- 第10条 本寮には、委員会を置き以下の委員より構成する。
前期・・寮長・副寮長・総務・文化・厚生・体育・書記・会計・寮誌・広報・学年長・寮風呂・寮食堂・ボランティア
後期・・寮長・副寮長・総務・文化・厚生・体育・書記・会計・キャル・広報・学年長・寮風呂・寮食堂・ボランティア
- 第11条 執行部会は本寮の執行機関であり決議機関であるがあくまでも寮生の総意に反してはならない。
- 第12条 執行部会は寮長が必要と認めた時、又は各委員の要求があった時、これを召集する。
- 第13条 寮会は本寮の最高決議機関である。
- 第14条 寮会は、定例寮会と臨時寮会とに分ける。
定例寮会は毎月1回、原則として第2木曜日に寮長がこれを召集する。
臨時寮会は寮長が必要と認めた場合、又は寮生3分の1以上の要求があった場合、寮長がこれを召集する。
- 第15条 寮会の招集は少なくとも3日前に公示し、議題を明示しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。
- 第16条 寮生は寮会に出席する義務を負う。但し、やむを得ない場合は欠席届を提出し、寮長承認を得なければならない。在寮期間内に3回、無断欠席した者は退寮処分とする。又遅刻は2回で欠席1回とみなす。但し、遅刻届が受理された場合はこの限りではない。
- 第17条 寮会は全寮生の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席人数の過半数を必要とする
- 第18条 寮会の運営は議長、書記各1名がこれにあたり、議長は執行部の推薦により選出される。
- 第19条 書記は議事終了後、寮会に於いて議事録の承認を得なければならない。

3. 行 事

- 第20条 寮行事は寮会に於いて可決され原則として、寮生全員参加する義務がある寮主催の行事である。欠席する場合は欠席届を提出し、寮長及び行事担当者の承認を得なければならない。

第3章 生活一般

- 第21条 寮生は生活態度に於いて、常に品格と規律および礼儀を重んじ、本寮の良い伝統の形成に寄与するように努めなければならない。
- 第22条 寮生は常に他人の迷惑を^{おもんばか}慮り、責任ある共同生活者であるよう心掛けなければならない。
- 第23条 寮生は外泊する場合、帰省する場合、そのことを明示しなければならない。
- 第24条 外来者に関しては次の規則を定める。
ア・女性の宿泊は認めない
イ・外来者の訪問に際しては、必ず寮生の取次ぎを要する
ウ・宿泊させる場合は、寮母・寮長の許可を必要とする。
- 第25条 寮生は輪番に日直を行い、寮で定められた任務を遂行しなければならない。
前半・・・19時～21時 後半・・・21時～23時
- 第26条 寮生は、夏季・冬季の定められた閉寮期間は在寮してはならない。

第4章 入寮・退寮

- 第27条 入寮・退寮は関西学院寄宿舍舎則に定められた所定の手続きを経なければならない。
- 第28条 入寮を許可された者は入寮時、所定の入寮金を納めなければならない。
- 第29条 本寮は4年間在籍を原則とする。
- 第30条 寮則にもとり、義務を怠る者がある時、また静修寮生として不適切な行為をなした者がある時は、寮会の決議により寮長は大学側との協議の上、これを退寮処分することができる。
- 第31条 本寮に4年間在籍した者は、理由如何に拘われず退寮せねばならない。
- 第32条 退寮を希望する者はまず初めに寮長にその旨を申し出る。
寮長は退寮理由の妥当性を判断したうえで、緊急寮会を開き全寮生の意見を聞く。
その後、寮長が全寮生の意見を踏まえたのち退寮の可否を判断する。
以上の過程が踏まれない限りはいかなる理由であれ、退寮は認められないとする。

第5章 会計

- 第33条 会計委員は寮費その他、出納に関する事務を担当する。
- 第34条 寮生は原則として、寮費をその月の月末までに納入しなければならない。
- 第35条 会計委員の任期中に全ての支払いを済ませること。
- 第36条 卒退寮者については、支払いを済ませてから卒退寮のこと。
- 第37条 寮運営の為の費用は寮生が負担し、予算案は執行部に於いて作成し、寮会の承認を得る。
- 第38条 入寮金は寮運営の為の費用にあてる。
- 第39条 会計委員は任期最後の定例寮会に於いて、会計報告をしなければならない。

第6章 雑則

- 第40条 寮生は年1回以上の健康診断を受けなければならない。
- 第41条 寮食堂に関する一切のことは別にこれを定める。
- 第42条 寮風呂に関する一切のことは別にこれを定める。
- 第43条 舎監・寮母に関することは舎則に基づく。

第7章 改正

- 第44条 本寮則の改正は寮生の3分の2以上の賛成で発議し、改正案を作成し、寮生の過半数によって採択される。
- 第45条 本寮則の改正について承認を得た時は、寮長がこれを公布する。

第8章 補則

- 第46条 本寮を運営する為に必要な規則を別に定めることができる。
- 第47条 リコールの請求は寮則9条に準ずる。

規 則 (マナー)

- ・ 飲酒に関しては、自室のみ常識を持って静かに会を持つこと
- ・ 未成年の「飲酒」は絶対に禁止とする
- ・ その他、音楽騒音など迷惑な行為は慎むこと
- ・ テスト期間一週間前より終了するまで、雑談や娯楽等での和室使用禁止